

松伏町住宅用環境配慮型システム設置費補助金交付要綱

松伏町住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱（平成24年松伏町告示第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町内における再生可能エネルギーの普及促進を図り、低炭素社会づくりによる環境保全を推進するため、新築又は既存の住宅に環境配慮型システム（以下「住宅用環境配慮型システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換するシステムをいう。
- （2）電気自動車等充電設備（V2H） 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで電気自動車等と住宅の間で電気を融通し合うことができる設備をいう。
- （3）住宅 戸建て住宅及び店舗等の併用住宅（建築物の延べ床面積の2分の1を超える面積を居住の用途に供するものに限る。）をいう。

（補助対象システム等）

第3条 補助金の対象となる住宅用環境配慮型システム（以下「補助対象システム」という。）は、別表に掲げるシステムで、同表に定める補助対象要件に該当するもののうち、未使用のものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に居住し、又は補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）内に町内に居住する予定であること。
- （2）自らが居住するために所有する町内の住宅に申請年度の初日から2月末日までに補助対象システムの設置工事を完了し、又は自らが居住するために町内に存する補助対象システムが設置された住宅を購入し、申請年度の初日から2月末日までに住宅の引渡しを受けたものであること。
- （3）町税等（松伏町税条例（昭和30年松伏領村条例第11号）に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに松伏町国民健康保険税条例（昭和30年松伏領村条例第18号）に規定する国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- （4）補助対象システムを設置した住宅及び住宅の敷地等に都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法律違反がないこと。

(5) 同一の種類補助対象システムについて、同一住宅につきこの告示に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める日から申請年度の2月末日までの間に、住宅用環境配慮型システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、添付する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 補助対象システムを設置した住宅に係る登記事項証明書

(3) 町税等に滞納がないことが分かる書類

(4) 補助対象システムの設置場所を示す案内図及び現状の分かる設置後の写真

(5) 補助対象システムの規格等を示すカタログ

(6) 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し及び設計図

(7) 補助対象システムの設置に係る領収書及び明細書の写し

(8) 補助対象システムを設置した住宅に係る完了検査済証又は建築確認済証の写し若しくは建築概要書（いずれも添付できないときは建築台帳の記載事項証明書）

(9) 電力事業者との電灯契約及び余剰電力の販売契約の内容が分かる書類の写し（太陽光発電システムの場合に限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付するとした者については、住宅用環境配慮型システム設置費補助金交付決定・額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないとした者については、住宅用環境配慮型システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定により交付決定・額確定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日以内又は申請年度の3月末日のいずれか早い日までに住宅用環境配慮型システム設置費補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するもの

とする。

(補助金の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に交付している補助金があるときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第10条 交付決定者は、補助対象システムを町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 交付決定者が、前項に規定する耐用年数を経過する前に、補助対象システムを処分しようとするときは、住宅用環境配慮型システム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第5号）により町長の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第11条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じ、補助対象システムの設置の効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第5条関係）

補助対象システム	補助対象要件	補助金の額
太陽光発電システム	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであり、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること。 (2) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたものであること。 (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満であること。	50,000円
電気自動車等充給電設備（V2H）	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の対象機器で	50,000円

	あること。	
--	-------	--